WEBダウンロード版
様式第七号の二（第十条の二関係）

令和　7年　9月19日　　7環資産届第2899号

許可番号　　第13－10－010573号

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　所　　東京都葛飾区水元一丁目3番13号

氏　名　　大谷清運株式会社
代表取締役　二木　玲子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第14条第1項　の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事　小池百合子

許可の年月日　　令和　5年　5月　1日

許可の有効年月日　　令和12年　4月30日

1　事業の範囲
（1）業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）
（2）産業廃棄物の種類
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず
（3　金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）　（以上12種類）
（3）積替え保管できる産業廃棄物の種類
汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
（積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり）
（以上5種類）

2　積替え保管施設　（施設詳細は裏面のとおり）
施設所在地
（1）東京都足立区入谷八丁目14番29号
（2）東京都足立区入谷九丁目8番9号
（3）東京都葛飾区水元一丁目3番13号

3　許可の条件
（1）積替え保管施設（1）、（2）の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。
（2）積替え保管施設（3）の作業時間は、原則として7時から18時までとすること。
（3）積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。
（4）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
（5）積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4　許可の更新・変更の状況
平成　3年　5月　1日　新規許可
令和　5年　5月　1日　更新許可　第6回
令和　5年　12月　4日　変更届　施設の廃止（東京都葛飾区水元一丁目3番13号）
令和　6年　7月　10日　変更届　施設の廃止（東京都足立区入谷九丁目4番13号）
令和　7年　7月　30日　変更届　施設の追加（東京都葛飾区水元一丁目3番13号）

5　積替え許可の有無　　無

6　規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無　　無

（裏面有り）

都認定番号：6－23－B0011

産廃エキスパート

東京都

このマークは東京都の優良認定事業者のマークです。

WEBダウンロード版

許可番号　第０１２０００１０５７３号

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　所　東京都葛飾区水元一丁目３番１３号

氏　名　大谷清運 株式会社
代表取締役　二木　玲子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事　熊　谷　　俊　人

許可の年月日　　令和７年４月１日

許可の有効年月日　　令和１４年３月３１日

１．事業の範囲
(1) 事業の区分
収集・運搬（積替・保管を除く。）
(2) 産業廃棄物の種類
ア 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む），イ 廃油，ウ 廃酸，エ 廃アルカリ，オ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く），カ 紙くず，キ 木くず，ク 繊維くず，ケ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く），コ ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く），サ がれき類
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については，石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。
※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」，「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については，それぞれ水銀使用製品産業廃棄物，水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

２．許可の条件
な　し

３．許可の更新又は変更の状況
平成 12 年 3 月 24 日　　新規許可
令和 7 年 4 月 1 日　　更新許可（優良認定）

４．積替え許可の有無　　~~有~~・無
（積替え許可を有している場合においては，市名及び許可番号を記載すること。）

５．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　~~有~~・無

備考
市長が交付する許可証については，積替え許可の有無の記載は不要とすること。

WEBダウンロード版

令和 4年 7月29日　　指令産廃第9-481号

許可番号　０１１０１０１０５７３

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　所　東京都葛飾区水元一丁目３番１３号
氏　名　大谷清運株式会社
　　代表取締役　二木　玲子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知 事 大野　元裕

許可の年月日　　令和　４年　７月２９日

許可の有効年月日　　令和１１年　６月１８日

１．事業の範囲
（１）事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
（２）取り扱える産業廃棄物の種類
汚泥
廃油
廃酸
廃アルカリ
廃プラスチック類(*)(#1)
紙くず
木くず
繊維くず
金属くず(#1)
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*)(#1)
がれき類(*)
以上１１種類

※　産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※　産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※　産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

３．許可の条件
特になし

４．許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
昭和59年 7月25日	指令環第546号	新規許可
平成 6年 9月 6日	指令中環第8-29号	変更許可
平成20年 7月16日	指令中環第8-7号	変更許可（１種類の追加）
平成24年 7月27日	指令産廃第8-33号	変更許可（２種類の追加）
令和 4年 7月29日	指令産廃第9-481号	更新許可（優良認定）

５．積替え許可の有無　　無
※　県内の政令市における許可の有無を記載

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　無

（以下余白）